

定 額 複 利 預 金

平成25年9月2日現在

1. 商品名（愛称）	・定額複利預金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長5年（据置期間6ヶ月） ・この預金の全部または一部について預入日の6ヶ月後の応答日以後の任意の日に利息とともに支払いできます。 ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、元利金継続）のお取り扱いができます。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・一般は10,000円以上1,000万円未満、大口は1000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・据置期間経過後に一括して払戻します
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時に店頭表示された支払い元金額と預入期間に応じた利率を、約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヶ月ごとの複利計算
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります ・平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は5年の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優のお取り扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	・据置き期間前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における当金庫普通預金金利によって計算し、元金とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部事務企画課（9時～17時、電話：0120-011-755（フリーダイヤル）または03-3603-0181（本部代表電話））にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部事務企画課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）